（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に法第五十条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十三年六月十日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

2　前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、この省令の規定による改正後の第十二条の二並びに第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○環境省令第九号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）を実施するため、東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十二日

環境大臣　松本　龍

1　初度登録日（自動車が初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。）が平成十四年九月三十日以前の自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に記入された有効期間の満了日が平成二十三年三月十一日から同年九月三十日までの間に到来し、かつ当該自動車に係る特定期日（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。以下「令」という。）第五条第一項又は自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十四年環境省令第三号。以下「平成十四年改正規則」という。）附則第二条、第四条、第五条、第六条若しくは第七条に規定する特定期日をいう。以下同じ。）が当該自動車に係る自動車検査証に記入された有効期間の満了日以前に到来するものに限る。）であって、平成二十三年四月二十六日から同年九月三十日までの間に、当該自動車に係る特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めて当該自動車に係る道路運送車両法第六十二条の規定による継続検査を受け、又は当該自動車に係る同法第六十三条の規定による臨時検査（当該自動車に係る特定期日以降に受けるものに限る。）を受けるものについては、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成四年総理府令第五十三号）第四条の規定は、令第五条第一項又は平成十四年改正規則附則第二条、第四条、第五条、第六条若しくは第七条の規定にかかわらず、当該継続検査又は臨時検査（次項において「特例検査」という。）の後初めて受ける道路運送車両法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査（平成二十三年十月一日以降に受けるものに限る。）、構造等変更検査又は予備検査の前日までは適用しない。

2　特例検査を受けた自動車に係る特定期日については、令第五条第一項又は平成十四年改正規則附則第二条、第四条、第五条、第六条若しくは第七条の規定にかかわらず、平成二十三年十月一日とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○消費者庁告示第五号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月十二日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット	神戸市中央区元町通6丁目7番10号元町関西ビル3階	神戸市中央区元町通6丁目7番10号元町関西ビル3階	平成二十三年四月十八日

○総務省告示第百七十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定により、次の登録証明機関から名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月十二日

総務大臣　片山　善博

一　登録証明機関の名称

財団法人日本アマチュア無線振興協会

二　変更後の名称

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会

三　変更年月日

平成二十三年四月一日

○総務省告示第百八十号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十二日

総務大臣　片山　善博

第1号の表中

財団法人日本アマチュア無線振興協会（平成3年8月22日に財団法人日本アマチュア無線振興協会という名称で設立された法人をいう。）	002

を

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会	002

に改める。

○総務省告示第百八十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第一条の四第八項（同令第五十一条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第一条の四第八項に規定する登録講習機関として登録した財団法人日本防火協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十三年五月十二日

総務大臣　片山　善博

一　変更後の代表者の氏名

秋本　敏文

二　変更の日

平成二十二年六月三日

○総務省告示第百八十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の六第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第四条の五第一項に規定する登録確認機関として登録した財団法人日本繊維製品品質技術センターから登録を受けた法人の名称及び確認の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同令第四条の六第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十三年五月十二日

総務大臣　片山　善博

一　イ　変更後の登録を受けた法人の名称

一般財団法人日本繊維製品品質技術センター

ロ　変更の日

平成二十三年四月一日

二　イ　変更後の確認の業務を行う事務所の所在地

福井県福井市大願寺一丁目九番二十一号

ロ　変更の日

平成二十年七月十八日